

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年9月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県警察が保存・保管している映像記録のうち、平成〇〇年〇月〇日に撮影されたもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月9日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を保有していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年12月25日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分を取り消し、奈良県警察が保存・保管している記録映像のうち、平成〇〇年〇月〇日に撮影されたものを開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成31年1月24日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、奈良県警察が保存・保管している記録映像のうち、平成〇〇年〇月〇日に撮影されたものを開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

平成〇〇年〇月〇日、審査請求人の同乗者がおむつを交換していたところ、〇〇警察署警察官はこの行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務に違反するとして審査請求人に違反告知を行った。〇〇警察署警察官は、チャイルドシートの着用義務が免除されるのは授乳行為及び緊急避難行為のみであり、おむつを交換する行為は認められないと主張したため、審査請求人はこれを受け入れ違反告知書に署名した。後日、審査請求人はおむつを交換する行為を違法とする根拠が不明確であると判断し、〇〇警察署に確認したところ、〇〇警察署は違法であるという主張そのものはかえなかったものの、その根拠として警察官自身の職務経験からこれを違法と解釈したと説明したため、審査請求人はこれを不審に思い、以後、この政令の解釈について、審査請求人と〇〇警察署において今なお係争中の状況である。

このような状況下において、〇〇警察署としては、これを奈良県警察本部及び住所地公安委員会ひいては国民に説明するためには、おむつを交換していたことについて〇〇警察署警察官の心証形成が既になされていること、審査請求人がそれを認めていることに加えて、客観的証拠として審査請求人の同乗者がおむつを交換している映像記録を保全しておく必要があるのは当然である。また、平成〇〇年〇月〇日には奈良県警察本部に対して当該映像記録の証拠保全を要請している。

（２）反論書

ア 本件処分の妥当性について

奈良県警察本部長は、一般的な交通違反取締りにおける事例をもとに弁明しているが、平成〇〇年〇月〇日に発生した道路交通違反事件に関しては、当該交通違反の免除規定に係る見解が奈良県警察本部と〇〇警察署警察官で異なるという審査請求人が関知できない特異的な事情があるものであり、不適切な弁明である。

イ 審査請求人のその他の主張について

（ア）奈良県警察本部長が何を弁明したいのか理解に苦しむが、奈良県情報公開条例の開示請求権の一般的な性格として、何人に対してもこれを認めており、開示請求の理由や利用目的などの個別的事由は必要ではない。

（イ）奈良県警察本部長は、「、当該主張は事実関係に誤りがあって、・・・」としているが、審査請求人は事実関係を当初から認めており、ただ、法令解釈を争っているものである。

また、奈良県警察本部長は、審査請求人に立証責任があると弁明しているが、行政不服審査法は審査請求人の手続保証の観点から審査庁が当事者の主張しない事実を職権で取り上げ、その存否を調べることを認める職権探知主義を採用しており、審査請求人に全ての立証責任を負わせていない。

第４ 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

１ 不開示とした理由

（１）本件処分について

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書を特定するに当たり、全所属において所要の探索を行った結果、本件開示請求に係る行政文書を保有していなかったことから、本件処分を行ったものである。

(2) 審査請求人が求める行政文書について

審査請求書によると、審査請求人が求める行政文書は、平成〇〇年〇月〇日に発生した、審査請求人が幼児用補助装置の装着義務を怠って幼児を乗車させて自動車を運転したことに起因する道路交通法（昭和35年法律第105号）違反が道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定に該当することにより成立しないことを証明する、つまり違反当日の審査請求人の同乗者がおむつを交換している映像を電磁的記録として処分庁が保有しているものであると考えられる。

(3) 本件処分の妥当性について

違反当日の審査請求人の同乗者がおむつを交換している映像の電磁的記録を保全しておく必要があるのは当然であるという審査請求人の主張は、交通違反取締りにおいて自動車の運転者及び同乗者の状況が撮影され、電磁的記録として保有されているべきであるという趣旨であると考えられる。

しかし、交通違反取締りにおいて、幼児用補助装置の装着義務違反の違反行為につき、自動車の運転者及び同乗者の状況を撮影し、電磁的記録として保有しなければならないことを定める規定は処分庁において存在しない。

また、「およそ警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断してなんらかの犯罪を犯したと疑うに足る相当な理由のある者を停止させて質問し、また、現行犯人を現認した場合には速やかにその検挙又は逮捕に当たる職責を負うものであつて（警察法2条、65条、警察官職務執行法2条1項）」（最高裁昭和58年（オ）第767号同61年2月27日第一小法廷判決）、一般に、交通違反取締りにおいて自動車の運転者及び同乗者の状況を撮影し、電磁的記録として保有する必要性はなく、道路交通法違反の事実の認定は、原則として、警察官の現認によるのであり、違反事実の立証は、警察官の現認で足りる。

これらのことから、処分庁は、開示請求に係る行政文書を保有していないとの理由による本件処分は妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、自身は道路交通法違反の当事者であり、平成〇〇年〇月〇日に、処分庁に対し、違反当日の交通違反取締りにおいて自動車を運転する審査請求人及び同乗者の状況が撮影された電磁的記録の証拠保全を要請している旨主張する。

しかし、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者が誰であるかを問わないものであることから、当該主張のような個別的事情は、本件処分の妥当性の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 審査請求人は、その他種々主張するが、当該主張は事実関係に誤りがあって、処分庁が本件開示請求に係る行政文書を保有していることを立証しているとは認められず、いずれも本件処分の妥当性を左右するものではない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「奈良県警察が保存・保管している映像記録のうち、平成〇〇年〇月〇日に撮影されたもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を保有していない旨主張しているので、以下検討する。

諮問実施機関は、一般に、交通違反取締りにおいて自動車の運転者及び同乗者の状況を撮影し、電磁的記録として保有する必要性はなく、道路交通法違反の事実の認定は、原則として、警察官の現認によるのであり、違反事実の立証は、警察官の現認で足り、自動車の運転者及び同乗者の状況を撮影し、電磁的記録として保有しなければならないことを定める規定は存在しない旨主張している。

また、実施機関において、本件開示請求に対応する行政文書を特定するに当たり、全所属において探索をしたが本件開示請求に対応する文書は保有していなかったとのことである。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
平成 31 年 1 月 24 日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成 31 年 1 月 25 日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 6 年 1 月 26 日 (第 272 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 3 月 11 日 (第 273 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 5 月 10 日 (第 274 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6 年 9 月 25 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	